

刈谷市医療的ケア児学校等訪問看護事業

刈谷市では医療的ケアを必要とする児童の保護者負担を軽減するとともに、対象児童の学習環境を確保し、自立を促すため、学校等における対象児童の医療的ケアに係る訪問看護事業を実施しています。

事業者用

対象者

- ・市内に住所を有し、学校等に通う医療的ケアを必要とする児童の保護者
- ただし、医療的ケアを児童本人又は保育所の看護師等で実施できる場合は、対象となりません。

事業の対象となる訪問看護の利用場所

- ・小学校、中学校、保育所、幼稚園(幼児園)、認定こども園、しげはら園及び放課後児童クラブ
- ・市外の学校等に通う場合も対象となります。

対象となる訪問看護

- ・学校等の敷地内で行う医療的ケアについての訪問看護。
- ただし、小学校または中学校については、教育課程の範囲内で敷地内外を問わずに訪問看護が受けられます。

事業の実施方法

遠足や社会見学などで利用できるようになりました！（令和5年度～）

以下の手順で実施します

1. 市と訪問看護事業者にて委託契約を締結します。
2. 訪問看護事業者は、事業の利用決定を受けた利用者の児童が通学する学校等で医療的ケアを行います。
3. 訪問看護事業者は、月単位で医療的ケアに要した委託費用の請求を市に行います。
4. 市は、請求内容を審査後、委託費用を訪問看護事業者に支払います。
5. 委託事業の完了後、訪問看護事業者は事業完了報告書を市に提出します。

対象経費

・①と②の合計額

- ①訪問看護事業所から派遣された看護師又は准看護師が、学校等において、対象児1人につき1回90分以内で行った医療的ケアに係る訪問看護(1日最大5回)に要する経費

1回の医療的ケアに要する時間	その月の訪問回数	1回当たりの金額
30分を超え90分以内の場合	月の1回目の場合	12,990円
	2回目以降の場合	8,550円
30分以内の場合	月の1回目の場合	6,495円
	2回目以降の場合	4,275円

- ②訪問看護事業所から市への情報提供に係る費用 1,500円/月

【問合せ先】

刈谷市役所 福祉総務課 障害給付係

電話：0566-62-1208（直通）

FAX：0566-24-3481

E-mail：fukusou@city.kariya.lg.jp



本事業の事務手続の流れ

